

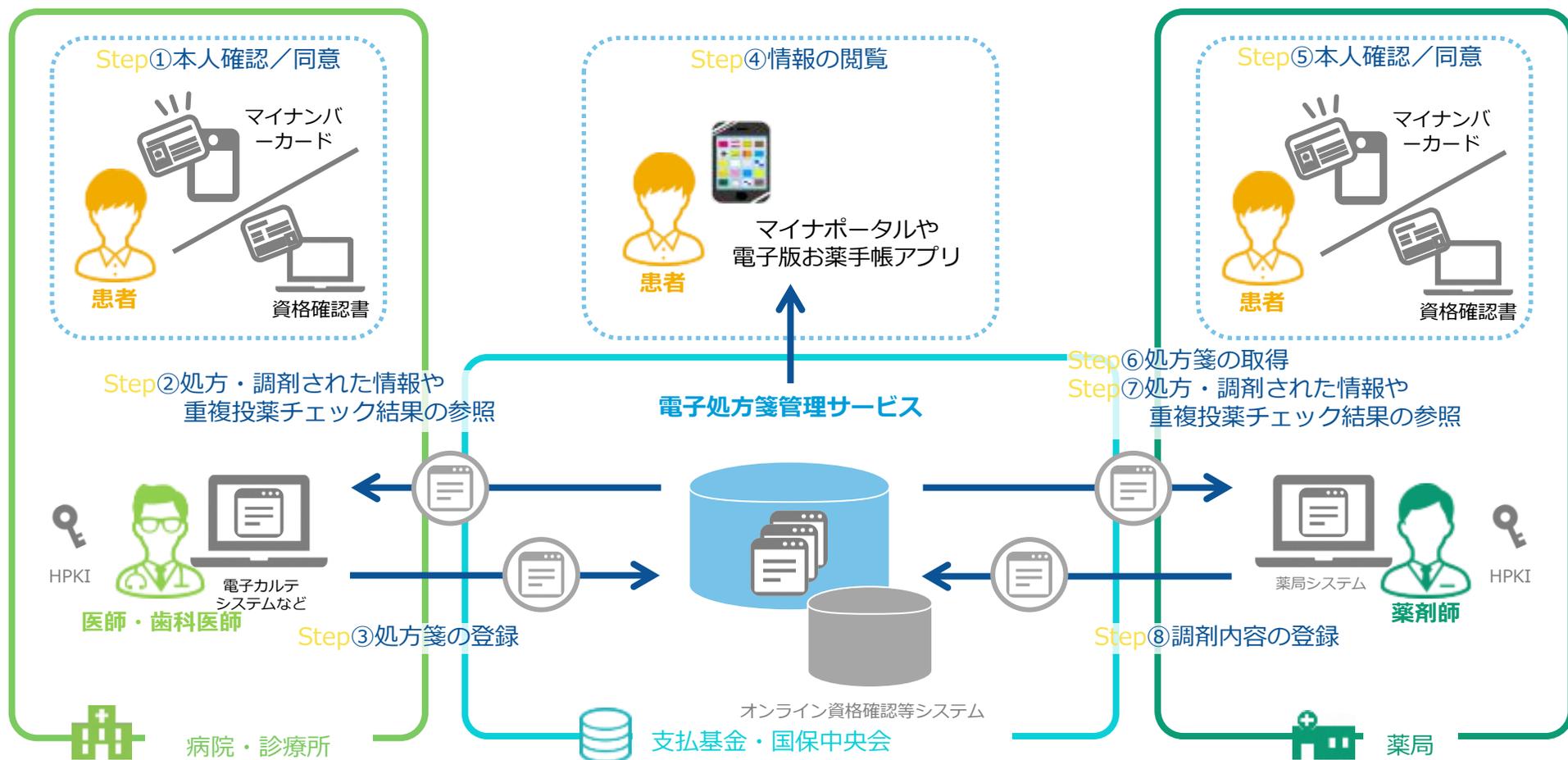
電子処方箋の普及拡大に向けた取組について

厚生労働省 医薬局総務課
電子処方箋サービス推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

電子処方箋について

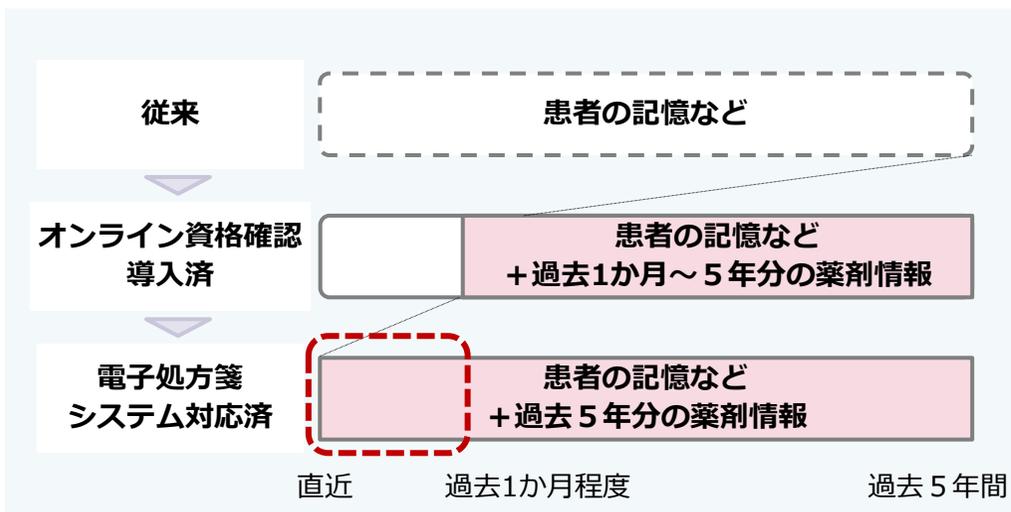
電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。（令和5年（2023年）1月～運用開始）



電子処方箋システムによる薬剤情報の拡充

- 電子処方箋システムの導入により、電子処方箋、または紙の処方箋を問わず、処方・調剤した薬剤情報は電子処方箋管理サービスへの即時反映が可能となる。
- これにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局において、患者の「直近の」薬剤情報まで共有される。また、処方・調剤時、この薬剤情報を活用した重複投薬や併用禁忌のシステムチェックが可能となる。

患者の「直近の」薬剤情報まで確認可能



凡例

□ お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報

■ 電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報

※ 紙の処方箋を含め、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤した薬剤情報は活用が可能

※ マイナ保険証での受付によって薬剤情報の閲覧は可能となる

▶ 医療機関・薬局の双方が電子処方箋システムに対応している場合

医療機関の処方箋発行、薬局の調剤結果登録のいずれも電子的に可能となる。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



▶ 薬局のみが電子処方箋システムに対応している場合

紙の処方箋を受け付けた薬局は調剤結果を登録する。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



電子処方箋の施設別 導入状況

電子処方箋 | 施設別の導入状況

都道府県を選ぶ

全国

全施設

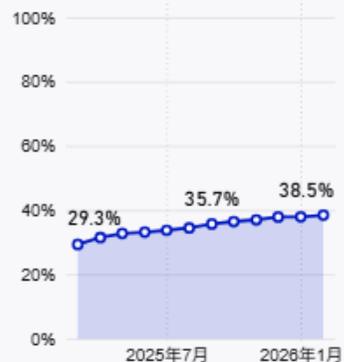
全施設の導入率

38.5%

電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

81,897 / 212,911

全施設の導入率（月次推移）



施設別

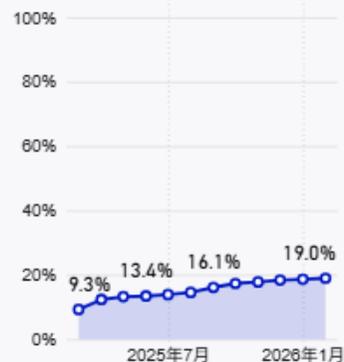
病院の導入率

19.0%

電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

1,509 / 7,949

病院の導入率（月次推移）



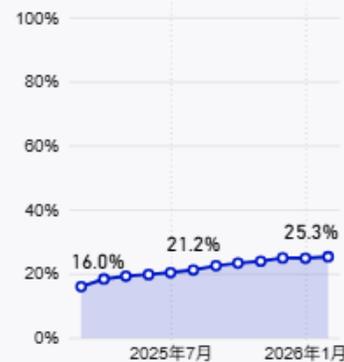
医科診療所の導入率

25.3%

電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

21,068 / 83,271

医科診療所の導入率（月次推移）



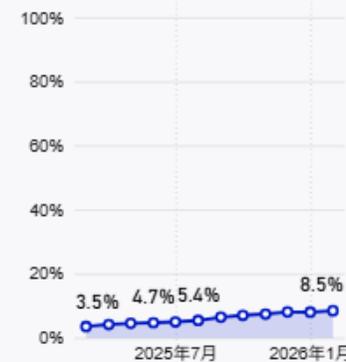
歯科診療所の導入率

8.5%

電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

5,136 / 60,741

歯科診療所の導入率（月次推移）



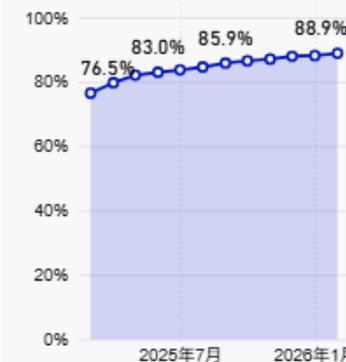
薬局の導入率

88.9%

電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

54,184 / 60,950

薬局の導入率（月次推移）



令和8年2月22日時点

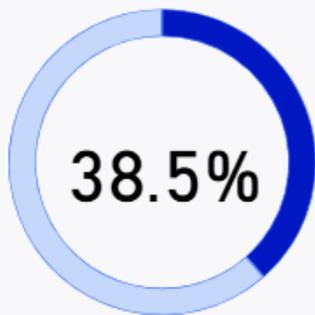
出典：電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード <https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/electronic-prescription>

都道府県別の導入状況（医療機関・薬局）

電子処方箋 | 都道府県別の導入状況

- すべての施設
- 内科診療所
- 歯科診療所
- 病院
- 薬局

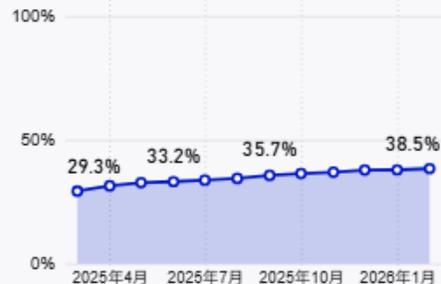
電子処方箋の導入率



電子処方箋の導入施設数 / オンライン資格確認等システムの導入施設数

81,897 / 212,911

月次推移



北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
北海道 36.4%	茨城県 36.9%	新潟県 43.5%	三重県 42.4%	鳥取県 41.9%	福岡県 41.7%
青森県 41.1%	栃木県 35.7%	富山県 50.3%	滋賀県 42.1%	島根県 44.0%	佐賀県 38.0%
岩手県 41.5%	群馬県 41.2%	石川県 52.3%	京都府 33.4%	岡山県 37.9%	長崎県 32.9%
宮城県 41.4%	埼玉県 38.1%	福井県 42.8%	大阪府 35.4%	広島県 41.0%	熊本県 42.2%
秋田県 43.7%	千葉県 38.2%	山梨県 36.0%	兵庫県 37.4%	山口県 41.1%	大分県 36.0%
山形県 44.9%	東京都 33.6%	長野県 42.5%	奈良県 37.2%	徳島県 32.4%	宮崎県 39.6%
福島県 38.0%	神奈川県 40.1%	岐阜県 43.9%	和歌山県 33.1%	香川県 35.7%	鹿児島県 38.5%
		静岡県 44.8%		愛媛県 34.8%	沖縄県 31.6%
		愛知県 41.6%		高知県 38.8%	

● 上位5位

市区町村別の導入状況

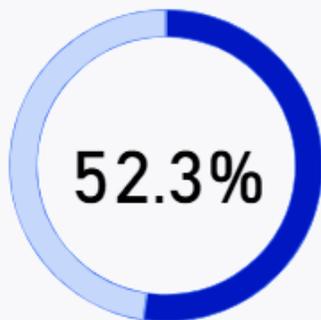
電子処方箋

都道府県下の市区町村の導入状況

都道府県を選ぶ

石川県

電子処方箋の導入率



電子処方箋の導入施設数 / オンライン資格確認等システムの導入施設数

917 / 1,752

月次推移と全国比



病院の導入率

35.2%

医科診療所の導入率

38.9%

歯科診療所の導入率

19.0%

薬局の導入率

97.5%

基本情報		導入施設数		電子処方箋の導入率				
都道府県	市区町村	電子処方箋	資格確認システム	全施設	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局
石川県	金沢市	428	812	52.7%	32.6%	39.9%	22.2%	98.4%
石川県	小松市	90	160	56.3%	22.2%	45.5%	27.3%	98.1%
石川県	白山市	75	137	54.7%	50.0%	39.7%	10.7%	100.0%
石川県	野々市市	76	120	63.3%	25.0%	56.3%	16.7%	100.0%
石川県	加賀市	52	105	49.5%	40.0%	32.5%	8.7%	94.6%
石川県	七尾市	43	78	55.1%	40.0%	48.1%	18.2%	100.0%
石川県	能美市	29	54	53.7%	66.7%	37.5%	0.0%	100.0%
石川県	かほく市	22	47	46.8%	33.3%	35.3%	11.1%	77.8%
石川県	津幡町	20	45	44.4%	0.0%	29.4%	16.7%	92.9%
石川県	羽咋市	17	39	43.6%	100.0%	25.0%	16.7%	100.0%
石川県	内灘町	20	35	57.1%	50.0%	25.0%	44.4%	100.0%
石川県	輪島市	9	29	31.0%	0.0%	16.7%	11.1%	85.7%
石川県	能登町	7	21	33.3%	0.0%	14.3%	0.0%	85.7%
石川県	穴水町	9	17	52.9%	100.0%	16.7%	0.0%	100.0%
石川県	志賀町	7	17	41.2%	100.0%	0.0%	20.0%	100.0%
石川県	中能登町	6	12	50.0%	-	75.0%	0.0%	100.0%

■ 選択した都道府県の各施設の平均以上 — 対象施設なし

選択した自治体の導入状況を見る

令和8年2月22日時点

出典：電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード <https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/electronic-prescription>

市区町村別の導入状況

< 戻る 電子処方箋 | 市区町村の導入状況詳細

都道府県

石川県

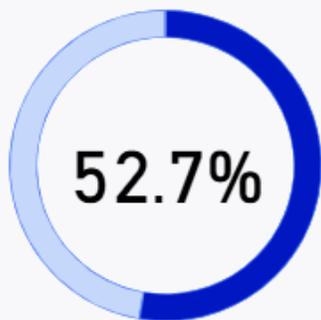
市区町村

金沢市

施設区分を選ぶ

すべて

電子処方箋の導入率



電子処方箋の導入施設数 / オンライン資格確認等システムの導入施設数

428 / 812

月次推移と都道府県比



病院の導入率

32.6%

医科診療所の導入率

39.9%

歯科診療所の導入率

22.2%

薬局の導入率

98.4%

都道府県	市区町村	施設区分	施設名	導入有無
石川県	金沢市	病院	すずみが丘病院	●
石川県	金沢市	病院	医) 浅ノ川心臓血管センター金沢循環器病院	●
石川県	金沢市	病院	医社) 見樹会石田病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人財団 医王会 医王ヶ丘病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団安田内科病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団映寿会みらい病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団金沢古府記念病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団金沢宗広病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団光仁会木島病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団光風会結城病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団十全会十全病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団浅ノ川 千木病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団浅ノ川桜ヶ丘病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団中央会金沢有松病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団博倉会伊藤病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団白銀会林病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団隆整会川北病院	●
石川県	金沢市	病院	医療法人社団竜山会石野病院	●

令和8年2月22日時点

出典：電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード <https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/electronic-prescription>

電子処方箋の活用状況

電子処方箋 | 電子処方箋の利活用に向けた進捗状況

1 電子処方箋の導入拡大

電子処方箋の導入率

38.5%

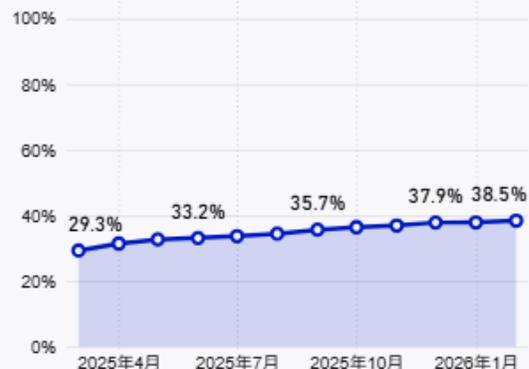
電子処方箋の導入施設数

オンライン資格確認等
システムの導入施設数

81,897

212,911

電子処方箋の導入率（月次推移）



2 電子処方箋の活用・定着

調剤結果登録割合（月間）

88.6%

調剤結果登録数（月間）

60,183,903

処方箋発行枚数（月間）

67,957,138

調剤結果登録割合（月次推移）



3 重複投薬等チェックの実行

重複投薬等チェック実行件数（月間）

66,459,838

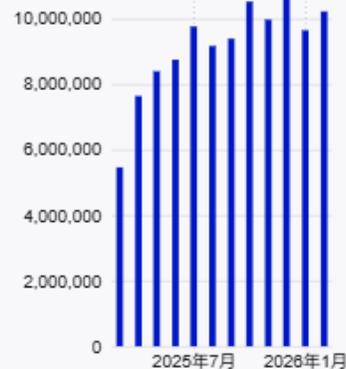
重複投薬アラート件数（月間）

10,223,923

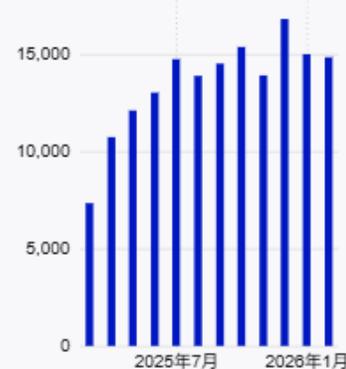
併用禁忌アラート件数（月間）

14,844

重複投薬アラート件数（月次推移）



併用禁忌アラート件数（月次推移）



診療科別の医師・歯科医師の導入・利用メリットの声

- 医師・歯科医師の「診察、処方等に役立つことがある」「自院で電子処方箋を導入することにより、他院での診察、処方の役に立つ」のお声を、医科診療所・歯科診療所の診療科別に紹介しています。

電子処方箋等活用事例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_case.html

○ 電子処方箋導入による診療科別メリット

医師・歯科医師の「診察、処方等に役立つことがある」「自院で電子処方箋を導入することにより、他院での診察、処方の役に立つ」のお声を、医科診療所・歯科診療所の診療科別に紹介します。

<医科向け>

電子処方箋導入・利用メリットについて、診療科別に医師・歯科医師の声を紹介します！

内科

電子処方箋は、約1ヶ月以内に他の医療機関で処方された薬剤の情報までわかること、システム上での重複投薬や併用禁忌のチェックが可能になることで、医療安全の確保、医療の質の向上に貢献します。

服用中の薬の処方元 内科 × 心療内科

ゾルピデムなどの処方を希望されて来院した患者さんです。
薬剤情報を確認したところ、同月既に複数の医療機関で同様の投薬日数制限のある薬を処方されていたことが判明しました。
問診だけでは分からなかった重複投薬を防ぐことができました。



内科

服用中の薬の処方元 内科 × 眼科

内視鏡の際に抗コリン薬を投薬するかどうかの判断時、緑内障の薬を服用しているか確認できます。



内科

内科で電子処方箋を導入いただくことで、他の診療科や薬局から、「診察の役に立つ」「重複投薬等を抑制できた」などの声をいただいています！

処方元 心臓外科 × 内科

アムロジピンベシル酸塩を処方しようとしたところ、電子処方箋の重複投薬等チェックにより重複投薬が検知されました。
お薬手帳にアムロジピンベシル酸塩の記載はありませんでしたが、
患者が普段通院している医療機関に問い合わせたところ、処方されていることが確認できました。
普段通院している医療機関と投与量に関する調整を行った上で、最適な投与量とすることができました。



心臓外科

<歯科向け>

電子処方箋導入・利用メリットについて、歯科医師の声を紹介します！

歯科

電子処方箋は、約1ヶ月以内に他の医療機関で処方された薬剤の情報までわかること、システム上での重複投薬や併用禁忌のチェックが可能になることで、医療安全の確保、医療の質の向上に貢献します。

服用中の薬の処方元 歯科 × 内科・整形外科

患者さんの薬剤情報を確認したところ、他の医療機関ですでに同じ抗生剤が投与されていたことが判明し、投薬を中止しました。
抜歯などの処置を行う際に、顎骨壊死、炎症悪化、出血が止まらなくなる恐れがないか、骨粗鬆症薬や抗血栓薬を服用していないか、
薬剤情報から直近までの情報を閲覧できて便利です。



歯科

服用中の薬の処方元 歯科 × 内科

電子処方箋の重複投薬等チェックにより、内科から処方されていたアセトアミノフェンとの重複投薬が判明し、投薬を中止しました。



歯科



避難先の医療機関・薬局で患者の薬剤情報等を活用



POINT: 避難先の施設でオンライン資格確認等システムに蓄積された薬剤情報等を活用!

令和6年能登半島地震において、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）を利用して、薬剤情報等が災害医療に活用されました。

石川県の医療機関・薬局の方々より情報提供いただきました

活用事例

- ・ 患者が普段通っていない避難先近くの医療機関で、薬剤情報等を確認して診療。
- ・ 患者が普段通っている薬局が営業不可能な状態になったため、営業可能な薬局で薬剤情報等を確認して調剤・服薬指導。
- ・ 避難所の医師が処方し、薬局で調剤の流れの中で、薬局で薬剤情報等を確認。医療従事者間で連携し、適切な治療法を検討。



現場からの声



薬剤師 小林 星太さん

- 患者さんは薬剤の現物は持っていてもお薬手帳や薬剤情報提供書を持っていないことが多く、持参した薬剤以外にも使用している薬剤があるかもしれません。その際、抜け漏れがないか確認できるのは有用です。
- 例えば、抗生剤等を使用している場合、当該薬剤をいつから使用しているかを確認でき、継続可否の判断に役立っています。
- 被保険者番号等が確認できるのも有用です。



薬剤師 A

- 営業可能な薬局 1 件に業務が集中して大変ですが、患者さんの薬剤情報を効率的に収集できて大変有用です。患者への聞き取りのみしか手段がなければ業務が追い付きません。
- 普段、当薬局を利用していない患者さんについても、正確な薬剤情報を入手できました。
- レセプト情報のみの場合は、直近の情報を患者に確認したり、手持ちの薬剤も確認しながら慎重に対応しました。



薬剤師 B

- 災害の状況にもよりますが、医療機関・薬局のどちらも避難してきた患者を普段診ていないため、できるだけ医療機関・薬局双方で薬剤情報を閲覧し、ダブルチェックすることが大事だと感じます。



患者 A

- 眼薬を能登の自宅に置いてきてしまいました。くすりの名前までわからなかったのですが、薬剤師さんが調べてくれて眼薬を再開できました。



患者 B

- 吸入薬を使用していて何というくすりだったか忘れてしまいましたが、同じくすりを再開できて安心しました。

**災害発生時にも、オンライン資格確認等システムの薬剤情報等が活用されています。
電子処方箋の活用が広がれば直近の薬剤情報が更に充実します。**

災害時モードとは

- オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）とは、地震等の災害発生時に、災害救助法適用地域等に対して時限的に開放される機能です。災害時モードを利用すれば、患者がマイナンバーカードや健康保険証、お薬手帳等を持参できない場合であっても、氏名や住所等の情報から患者を特定し、本人の同意の下、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診等情報を閲覧することができます。
- この機能により閲覧できる薬剤情報にはレセプト由来の情報に加え、全国の電子処方箋対応施設で登録された直近の処方・調剤情報が含まれます。
- 患者への聴取と組み合わせることで、被災者への医療の継続に役立てることができます。
- 令和6年能登半島地震において、本機能は石川県や富山県の二次避難先の地域も含め2/1までに約22,000件活用されています。



電子処方箋を活用し、 災害時にも患者が調剤を受けられる医療提供体制を！

**POINT : オンライン診療を受けた患者が、処方箋の郵送が困難な被災地にいるときも、
原本がデータである電子処方箋を使えば現地の薬局で調剤を受けられます**

事例

- 令和6年能登半島地震において、被災地にいる患者にオンライン診療を実施し電子処方箋を発行することで、患者は現地の電子処方箋対応薬局で調剤を受けられた事例。
- 震災による道路の寸断等の影響で、患者の居住地は、通院はおろか、処方箋を郵送で受け取ることすら困難な状況であった。一方、通信インフラは回復していたことから、患者が現地の電子処方箋対応薬局を利用できることを確認し、当該患者に対しオンライン診療を行った上で、電子処方箋を発行した。
- これにより、患者は電子処方箋対応の薬局で調剤を受けることができた。

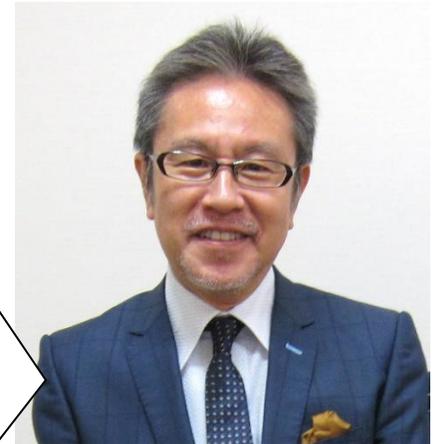
(注) 処方内容(控え)は交付せず、引換番号は必要に応じて口頭等で伝達。

【参考】 公立松任石川中央病院 (石川県)

石川県においてはいしかわネット(※1)の利用をはじめとした医療DXを進めてきました。今回は、電子処方箋とオンライン診療により、被災地の患者が現地の薬局で調剤を受けることができ、健康の維持を支援することができました。

当院がある白山市、野々市市の医療圏では、電子処方箋を運用する仕組みが、全国最速で整いつつあります。(※2) 対応施設を増やし、面で広く展開してこそ電子処方箋の最大のメリットが発揮されると考えます。

(※2) 白山市の薬局の運用開始率は83.7%、野々市市は68.3%
(令和6年3月24日時点)



PETセンター長 横山 邦彦さん

※1 いしかわネット(いしかわ診療情報共有ネットワーク)とは

石川県の31の基幹病院と、その他病院、診療所、調剤薬局、訪問看護ステーション等の医療機関・施設との間で、患者の同意に基づき診療情報を共有する仕組みです。約6万人の県民が登録し、650以上の医療機関・施設間で情報が共有されています。(令和6年3月13日時点。) 令和6年能登半島地震においては、被災地の医療機関の診療情報が避難先の医療機関や避難所で共有されるため、継続した診療が受けられるなど、積極的に活用されています。

電子処方箋をはじめとした医療DXにより、災害時にも安心して医療を受けられる体制が整ってきています。12

第四期医療費適正化計画（R6～11(2024～2029)年度）

- 基本方針において、医療の効率的な提供を推進する施策として、電子処方箋の普及促進を進めることとしている。
- 令和6年7月19日付け連名通知「電子処方箋の活用・普及の促進に向けた協力依頼について」も各都道府県へと発出。

医療費適正化計画

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」平成28年3月31日厚生労働省告示第128号（抄）（令和5年7月20日全部改正）

二 計画の内容に関する基本的事項

- 2 医療の効率的な提供の推進に関する事項
 - (2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標
～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋のメリットの周知等による普及促進等、重複投薬の是正に関する目標を設定する～

- 3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

- (2) 医療の効率的な提供の推進
 - ③ 医薬品の適正使用の推進
～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進～

連名通知

医政総発0719第3号
医政参発0719第1号
医薬総発0719第2号
保連発0719第1号
令和6年7月19日

都道府県衛生主管部（局）
医務主管課（部）長
薬務主管課（部）長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）
厚生労働省医政局参事官
（特定医薬品開発支援・医療情報担当）
（公印省略）
厚生労働省医薬局総務課長
（公印省略）
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（公印省略）

電子処方箋の活用・普及の促進に向けた協力依頼について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
電子処方箋の活用・普及の促進については、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第234号）において、医薬品の適正使用の推進のため、都道府県の取組として、「医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進（中略）等を行うことが考えられる」とお示ししているところです。第四期医療費適正化計画に基づく電子処方箋の活用・普及に向けて、都道府県が環境整備として実施する医療機関等への導入費用の助成を補助するため、厚生労働省においては電子処方箋の活用・普及の促進事業を実施し、都道府県と協働した取組を進めているところです。

電子処方箋に関する新たな目標設定

- 電子処方箋については、令和7年7月時点で、薬局の8割超に導入、利用申請は9割を超えていることから、今夏時点で概ねすべての薬局に導入されることが見込まれる。一方で、医療機関への導入は1割程度に留まる。
- **調剤結果登録率も全処方箋の約8割に達し**、8月には電子処方箋管理サービスの改修（医薬品のダミーコードを受け付けない）も完了し、今夏以降、**薬局において電子処方箋システムの利用も一般的になり、直近の薬剤情報の活用による医療安全が確保**されつつあるが、電子処方箋の意義を発揮し、更なる医療安全を確保するためにも、**調剤結果登録の更なる充実及び医療機関への導入は課題**である。
- **医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要**である。電子カルテが既に導入されていたとしても、改修費用が一定かかることから、医療機関に過度な負担が生じないように、電子カルテの更新期間（5～7年）の希望するタイミングで、電子カルテ情報共有サービスへの対応とともに一体的に導入を促すことが肝要である。

電子処方箋の新目標

更なる医療安全を確保するため、電子処方箋については、

- ・ 保険制度下における処方箋について、速やかに概ねすべての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、
- ・ 患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す

医療機関への導入方針

【電子カルテを導入済の医療機関】 電子カルテを更改するタイミング等で、電子カルテ情報共有サービスへの対応とともに一体的に導入を促進

※ 既に電子カルテ情報共有サービスに対応している医療機関に対しては電子処方箋単独の導入を促進

【電子カルテを未導入の医療機関】 電子処方箋機能を実装する標準型電子カルテの導入もしくは電子カルテ情報共有サービスに対応したクラウド型電子カルテとの一体的な導入を促進

※ 医科医療機関を想定。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※ 上記については、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）における「全国医療情報プラットフォームを構築し、電子カルテ情報共有サービスの普及や電子処方箋の利用拡大（中略）これらの取組に加えて、必要に応じて医療DX工程表の見直しを検討する」に基づき対応していく

今後の対応方針

電子処方箋については、今夏時点で概ねすべての薬局に導入されることが見込まれ、今夏以降、薬局においては電子処方箋システムの利用も一般的になる。新たな目標を踏まえ、電子処方箋の意義を発揮し、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を引き続き整備するとともに、導入阻害要因の解消に向け、新たな導入・利用促進策、周知広報の強化、効果検証等を実施する。

安全に運用できる仕組み・環境の整備

- **令和7年8月に電子処方箋管理サービスの改修（医薬品のダミーコードを受け付けない）を完了。**その他医薬品コードに関するシステム上の措置も同月までに実施完了。必要な改修については、医療現場への負担が可能な限り生じないように、速やかに実施
- **医薬品コードの整備、マスタの一元管理を進める**
- 医療従事者等に向けたコードやマスタ等に関するわかりやすい周知の実施

新たな導入・利用促進策の方針

- **保険制度下における医療用医薬品の薬剤情報取得は電子処方箋システムの活用を原則としていく**
- 医療機関については、**医療機関の実情を踏まえた、患者の医療情報を共有するための電子カルテ等との一体的な導入を進める**とともに、地域の医療ニーズに合わせた医療DXの推進を進める
- **電子処方箋の導入状況や医療機関の実情等を踏まえ、財政支援のあり方について検討**
- **ダミーコードに関する電子処方箋管理サービスの改修・医薬品コードの整備により、導入済医療機関で安全に電子処方箋が発行できる環境を構築する**とともに、利用者のUX向上に資するよう運用を改善
- 電子処方箋の運用に必要な**電子署名システムに関し、安定的な運用基盤の整備の検討**を進める
- ベンダーに対し、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスへの対応並びに医薬品コード等への適切な対応を要請する

周知広報の強化

- 令和7年9月以降、国民・医療従事者向けに、電子処方箋を含む医療DXのメリット・医療機関薬局間連携を含む臨床活用事例等について周知広報を強化し、**国民理解を醸成**する。
- 院内処方においても電子処方箋で得られるメリットや負担のない運用等について、プレ運用の検証も踏まえながら適切な周知を実施
- 日本災害医学会等の関連学会と協力し、臨床における電子処方箋の活用事例等を周知

効果検証

- **未導入医療機関の導入阻害要因を継続的に分析するため、定期的にフォローアップを実施**
- 導入済医療機関・薬局における利活用状況や効果等の調査。今夏概ねすべての薬局に導入されることが見込まれることを踏まえ、**令和8年に既に導入された医療機関・薬局における利活用状況や効果等を提示** 15

医療情報化支援基金（ICT基金）による電子処方箋の導入補助

- 令和7年10月以降の医療情報化支援基金（ICT基金）による電子処方箋の導入補助について、**補助対象とする導入期限を令和8年9月まで延長**した上で、令和7年10月以降に導入した施設に対しても補助を実施する。また、補助対象の機能について、従来の院外処方機能に加えて**院内処方機能も補助対象に追加**※する。
- **令和8年10月以降の補助の取扱いについては、令和8年夏までにとりまとめられる電子カルテ/共有サービスの普及計画を踏まえて、電子処方箋と電子カルテ/共有サービスが一体的に導入が進むよう、改めて補助の取扱いを検討**する。ただし、**薬局については、現時点において概ねすべての薬局に導入されることが見込まれていることから、補助対象とする導入期限としては令和8年9月までの延長を最後**とし、未導入薬局に対しては導入期限までの導入を促すこととする。

※ 院内処方情報を電子処方箋管理サービスへ登録する際に、電子署名を求めているため、電子署名に必要なHPKIカードの保有等は必ずしも必要ない。補助事業においても電子署名を必要としない施設は、HPKIカードの保有等は求めない。

令和7年9月まで	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
院外処方機能 (基本機能)	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助
院外処方機能 (基本機能+追加機能)	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助
令和7年10月以降	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
院外処方機能 (基本機能+追加機能)	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助
院外処方機能+院内処方機能 (基本機能+追加機能+院内処方機能)	247.7万円を上限に補助 ※事業額の743.2万円を 上限に、その1/3を補助	169.6万円を上限に補助 ※事業額の508.8万円を 上限に、その1/3を補助	35.9万円を上限に補助 ※事業額の71.7万円を 上限に、その1/2を補助	15.1万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を 上限に、その1/4を補助	30.2万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を 上限に、その1/2を補助

【大規模病院】病床数が200床以上の病院 【大型チェーン薬局】グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局

【追加機能】リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索

電子処方箋の機能拡充の促進事業

事業の概要

(補助の対象となる費用)

ア. 基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用

イ. 接続・周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業、医師・薬剤師の資格確認のためのカードリーダー導入費用（カード取得費用は除く）

ウ. システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、医師、運用テスト、運用立会い等

電子処方箋管理サービスを導入している医療機関・薬局が新機能（院内処方機能）を追加的に導入した場合

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
費用の補助内容	55.0万円を上限に補助 ※事業額の165.0万円の 1/3を補助	39.3万円を上限に補助 ※事業額の117.9万円の 1/3を補助	10.8万円を上限に補助 ※事業額21.5万円の 1/2を補助	1.5万円を上限に補助 ※事業額6.0万円の 1/4を補助	3.0万円を上限に補助 ※事業額6.0万円の 1/2を補助



医療DX・オンライン診療に係る全体像



- 医療DX関連施策の進捗等を踏まえ、医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算を廃止し、マイナ保険証の利用、電子処方箋、電子カルテ共有サービス、サイバーセキュリティ対策等に係る新たな評価を新設する。
- オンライン診療について、各種形態のオンライン診療を適正に推進する観点から、情報通信機器を用いた診療の施設基準の見直し、D to P with Nによるオンラインの評価の明確化、遠隔連携診療料の評価の拡大、情報通信機器を用いた医学管理等の評価の新設・見直しを行う。

医療DXに係る評価

- 医療DXやICT連携を活用する医療機関・薬局の体制の評価

（新）電子的診療情報連携体制整備加算

初診時 1/2/3	15点/9点/4点
-----------	-----------

再診時	2点
-----	----

入院時 1/2	160点/80点
---------	----------



（新）電子的歯科診療情報連携体制整備加算

初診時 1/2	9点/4点
---------	-------

再診時	2点
-----	----

（新）電子的調剤情報連携体制整備加算 8点

- 電子処方箋システムによる重複投薬等チェックや救急時医療情報閲覧機能の利活用の推進

（新）救急時医療情報取得加算 50点

（新）遠隔電子処方箋活用加算 10点



オンライン診療に係る評価

- 情報通信機器を用いた診療の施設基準の見直し

- チェックリストのウェブサイトへの掲示
- 医療広告安全ガイドラインの遵守

- D to P with Nのオンライン診療の評価の明確化

（新）訪問看護遠隔診療補助料（1日につき）

医師と同一の医療機関の看護師等	265点
-----------------	------

訪問看護ステーションの看護師等	2,650円
-----------------	--------

（新）看護師等遠隔診療検査実施料・看護師等遠隔診療処置実施料

1種類/2種類以上	100点/150点
-----------	-----------

（新）看護師等遠隔診療注射実施料 100点

- 遠隔連携診療料の評価の拡大（D to P with D）

遠隔連携診療料

外来診療/訪問診療/入院診療	900点/900点/900点
----------------	----------------

- 情報通信機器を用いた医学管理等の評価の新設・明確化

（新設）在宅療養指導料、プログラム医療機器等指導管理料
在宅振戦等刺激装置治療指導管理料

（明確化）外来栄養食事指導料

電子的診療情報連携体制整備加算の新設①

電子的診療情報連携体制整備加算の新設①

➤ 医療DX関連施策の進捗状況を踏まえ、普及した関連サービスの活用を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の評価を見直す。



現行

【医療DX推進体制整備加算】

初診時 (月に1回)	(医科)	(歯科)	(調剤)
・医療DX推進体制整備加算1	12点	11点	10点
・医療DX推進体制整備加算2	11点	10点	8点
・医療DX推進体制整備加算3	10点	8点	6点
・医療DX推進体制整備加算4	10点	9点	
・医療DX推進体制整備加算5	9点	8点	
・医療DX推進体制整備加算6	8点	6点	

※ 医科・歯科は初診料、調剤は調剤基本料

【医療情報取得加算】

初診時	
・医療情報取得加算	1点
再診時 (3月に1回に限り算定)	
・医療情報取得加算	1点
調剤時 (12月に1回に限り算定)	
・医療情報取得加算	1点

使ってみよう!
マイナ保険証



改定後

【電子的診療情報連携体制整備加算】

初診時 (月に1回)	
・電子的診療情報連携体制整備加算1 / 2 / 3	15点 / 9点 / 4点

再診時 (月に1回)

・電子的診療情報連携体制整備加算	2点
------------------	----

【電子的歯科診療情報連携体制整備加算】

初診時 (月に1回)	
・電子的歯科診療情報連携体制整備加算1 / 2	9点 / 4点
再診時は医科と同様	

【電子的調剤情報連携体制整備加算】

調剤基本料 (月に1回)	
・電子的調剤情報連携体制整備加算	8点

薬剤調整を実施した場合の評価（新設）

薬学的有害事象等防止加算

- 服用薬剤の一元管理に基づく薬剤調整に係る評価項目を新設する。

（新）薬学的有害事象等防止加算

[主な算定要件]

[対象患者]

調剤管理料を算定する患者であって、処方医に確認すべき点（残薬に係るものを除く。）がある処方箋が交付された患者。

[算定要件]

薬剤服用歴、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく電磁的記録をもって作成された処方箋の仕組みを用いた重複投薬の確認等に基づき、処方医に対する照会（残薬調整に係るものを除く。）の結果、処方に変更が行われた場合は、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。



イ 在宅患者へ処方箋を交付する前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合	50点
ロ 在宅患者について処方に変更が行われた場合（イの場合を除く）	50点
ハ かかりつけ薬剤師による照会の結果、処方に変更が行われた場合（イ及びロの場合を除く）	50点
ニ イからハまで以外の場合	30点

周知広報の強化

- TVアニメ「薬屋のひとりごと」とのタイアップを始めとした、国民向けの周知を実施してきた。医薬品のダミコードを受け付けない、電子処方箋管理サービスの改修も受け、周知広報を強化し、国民理解を醸成を図る。
- 7月に厚生労働省の国民向け周知広報HPのリニューアルを行った他、SNS、運用開始マップのUI改善、デジタル広告、新しい漫画のリリース、自治体と連携した周知を実施。

国民向け周知

「薬屋のひとりごと」とのタイアップ※



TVアニメとタイアップしリーフレット作成や特設サイト開設
※令和7年6月までタイアップ

国民向けHP改修



厚生労働省ホームページの国民向けHPのデザインを改善

厚生労働省SNS



厚労省のSNS (XとFacebook) を通した周知

運用開始マップのUI改善



電子処方箋対応の医療機関・薬局をより検索し易く、より動作を軽快にしたマップを追加

デジタル広告



若者、仕事、旅行、災害をテーマに、年代別男女のターゲットごとに周知 (Google広告及びInstagramで広告配信)

漫画広告



漫画家に協力いただき、電子処方箋のエピソード漫画を制作し、Instagramで周知 (広告配信)

自治体との連携



自治体の周知チャネル (都道府県の広報誌等) での周知

自治体での周知広報

- いくつかの自治体にご協力いただき、広報誌への掲載、ラジオやTVでの放映など実施いただいています。
- 医療安全の向上のため、県民の皆様へ電子処方箋の周知広報のご協力をお願いします。

自治体と連携した周知広報

富山県の新聞広報

富山県新聞に掲載された「電子処方せん」に関する記事のスクリーンショット。記事の見出しは「電子処方せんでもっと便利に」で、電子処方せんがもたらす利便性や安全性について詳しく説明している。QRコードも掲載されている。

掲載紙：北日本新聞、読売新聞、富山新聞、北陸中日新聞、朝日新聞

滋賀県の広報誌

滋賀県広報誌に掲載された「電子処方せん」に関する記事のスクリーンショット。記事の見出しは「電子処方せんでもっと安心&便利な医療を！」で、電子処方せんがもたらす安心感や利便性について詳しく説明している。QRコードも掲載されている。

鳥取県の新聞広報

鳥取県新聞に掲載された「電子処方せん」に関する記事のスクリーンショット。記事の見出しは「電子処方せんでもっと安心&便利！」で、電子処方せんがもたらす安心感や利便性について詳しく説明している。QRコードも掲載されている。

千葉県の広報誌

千葉県広報誌に掲載された「電子処方せん」に関する記事のスクリーンショット。記事の見出しは「もっと安心・便利にマイナ保険証」で、マイナ保険証と電子処方せんがもたらす利便性について詳しく説明している。QRコードも掲載されている。

千葉県のTVCM放映

千葉県で放映されたTVCMのスクリーンショット。画面には「電子処方せんでもっと便利に！」というメッセージと、電子処方せんの特集内容が紹介されている。QRコードも表示されている。

群馬県庁でのサイネージ放映

群馬県庁に設置されたサイネージのスクリーンショット。画面には「あなたのための、マイナ保険証。あなたを守る、電子処方箋。」というメッセージと、電子処方せんの特集内容が紹介されている。

鹿児島県のシニア向けサイトで配信

鹿児島県で配信されたシニア向けサイトのスクリーンショット。画面には「電子処方せんでもっと安心&安全な医療を！」というメッセージと、電子処方せんの特集内容が紹介されている。

北海道のHPにて県民向けに電子処方箋ページを作成

北海道のHPに掲載された電子処方箋ページのスクリーンショット。画面には「電子処方箋とは」という見出しと、電子処方箋の仕組みや利便性について詳しく説明している。QRコードも掲載されている。

周知資料等について

- 活用事例サイトや、患者さんへの説明にも使える資料等を作成しておりますのでご活用をお願いします。
 - (※) 電子処方箋等活用事例サイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_case.html)
 - (※) 電子処方箋に関する周知素材サイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_soza.html)

電子処方箋ポスター等の配布



©日向夏・イマジカインフォス/「薬屋のひとりごと」製作委員会
TVアニメ「薬屋のひとりごと」とタイアップ

(※2023年度実施)

- 電子処方箋の対応施設、広報のためのタイアップ・ポスター等を配布
- リフィル処方箋のプレ運用期間中に、対応施設に表示するステッカーも配布。
- 今後も引き続き、ポスター／リーフレットを医療機関等に配布していく。

患者向け周知用資料の作成



- 医療機関・薬局の待合室で放映いただくサイネージの作成
- 漫画を活用したリーフレットの作成

好事例／活用事例の周知



- 能登半島地震の被災により通院等が困難な状況下でも、オンライン診療・電子処方箋により、患者の医療に貢献した事例。
- 電子処方箋×タブレット端末の導入により、完全ペーパーレス化、業務時間、経費削減を行った事例。
- 既存のその他活用事例に加えて、今後も追加していく。